



26 諮問 第 17 号
2014 年（平成 26 年）9 月 10 日

逗子市個人情報保護運営審議会
会 長 立 川 丈 夫 様

逗子市長 平 井 竜



防犯カメラ設置・管理運用事業、軽自動車税賦課事務、市営駐車場維持管理事務、
放置自転車等対策事務に係る個人情報の利用及び提供について（諮問）

このことについて、逗子市個人情報保護条例第 10 条第 1 項第 4 号及び第 2 項の規定
に基づき、別添事案についてご審議いただきたく諮問いたします。

【事務担当】

総務部情報公開課
内線 206

個人情報保護条例第 10 条第 1 項第 4 号の規定に基づく類型諮問

個別類型：－1 刑事訴訟法第 197 条第 2 項に基づく照会

担当所管名	生活安全課 及び 防犯カメラ設置所管課
事務の名称	防犯カメラ設置・管理運用事業
類型の個別要件	防犯カメラが設置されている公共施設において刑法典に規定されている犯罪事案が発生し、被害届出が出されるなどにより発生した事案の確認を必要とする場合で、本市防犯カメラ映像データの提供を受けなければその事実確認できない場合。 発生日時、場所が特定され、被害内容などが具体的に示されている。 または、標識番号、車名などが具体的に記載されている場合に限る。
対象となる個人の類型	防犯カメラ映像データ
対象文書	防犯カメラ映像データ（記録媒体）（必要最低限の時間に限る）
利用・提供先	司法警察員、検察官、検察事務官
本人通知	省略：防犯カメラ画像データは、公共施設利用者等の不特定多数の者が映り込んでいるため、当該画像データからすべての個人を特定することが事実上困難であり、また、個人が特定できる場合であっても当該捜査の遂行上支障が生じるため。

担当所管名	課税課、生活安全課
事務の名称	課税課：軽自動車税賦課事務 生活安全課：市営駐車場維持管理事務、放置自転車等対策事務
類型の個別要件	「道路交通法違反、道路運送車両法違反、窃盗、強盗、器物損壊、建造物等損壊、放火」の事案に係る道路運送車両法上の原動機付自転車及び小型特殊自動車（以下「原動機付自転車等」という。）の所有者を確認する必要がある場合で、本市のデータの提供を受けなければ、所有者情報の確認ができない場合。 発生日時、場所が特定され、被害内容などが具体的に示されている。 または、標識番号、車名などが具体的に記載されている場合に限る。
対象となる個人の類型	課税課：原動機付自転車等の所有者及び使用者情報（軽自動車課税台帳・軽自動車税申告（報告）書・軽自動車税廃車申告書に記載された情報） 生活安全課：市営駐輪場における使用者情報（定期駐車券交付申請書に記載された情報） 移動自転車等における所有者情報（移動自転車等保管台帳に記載された情報） ※必要最低限の情報に限る。
対象文書	課税課：軽自動車課税台帳、軽自動車税申告（報告）書、軽自動車税廃車申告書 生活安全課：定期駐車券交付申請書、移動自転車等保管台帳
利用・提供先	司法警察員 検察官、検察事務官
本人通知	省略：当該捜査の遂行上支障が生じるため

目的外に利用・提供する理由

本件について、個別諮問である刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく（防犯カメラ映像データ、原動機付自転車等の所有者）照会は、正当な請求権を有する司法警察員、検察官、検察事務官によるもので、各機関においては捜査に必要な情報の照会であり公共性が高く、取得した情報についても守秘義務が課せられていること。

また、本市の公共施設における発生事案を解決するために必要な捜査のための照会であり、その正当性、公益性は十分認められる。

さらに、目的外提供にかかる個人情報、本市公共施設に設置された防犯カメラ映像データ、課税データ、市営駐輪場・移動自転車等における使用者又は所有者の情報としてしか存在せず、ほかに代替手段が想定し難いものであるため、その個人情報を提供することには必要性があると認められる。

よって今後は包括的な運用としたい。なお、本人通知を省略することについても同様の扱いとしたい。

個別類型－2 道路交通法第 51 条の 5 第 2 項照会

担当所管名	課税課
事務の名称	軽自動車税賦課事務
類型の要件	「違法駐車」の取締りにおける原動機付自転車等の所有者及び使用者を確認する必要がある場合。
対象となる個人の類型	原動機付自転車等の所有者及び使用者情報（軽自動車課税台帳・軽自動車税申告（報告）書・軽自動車税廃車申告書に記載された情報） ※必要最低限の情報に限る。
対象文書	軽自動車課税台帳、軽自動車税申告（報告）書、軽自動車税廃車申告書
利用・提供先	公安委員会（都道府県警察）
本人通知	省略： 本件の照会に対する目的外提供については、公安委員会が「当該車両の使用者に対して放置違反金の納付を命ずることができる」との規定に基づく業務に使用されるもので、迅速に取扱われるべきものであるため。 また、ホームページ等で周知を図ることで本人に通知したものとみなすことができるため。

目的外に利用・提供する理由

本件について、道路交通法第 51 条の 5 第 2 項の規定に基づく照会は、正当な請求権を有する公安委員会によるもので、道路交通法第 51 条の 4 第 4 項の規定に基づく違反金徴収の取締りにおいて必要な情報の照会であり公共性が高く、本件照会そのものの正当性、公益性は十分認められる。本市においても交通安全対策行政における違法駐車取締業務に協力するものである。

また、取得した情報について守秘義務が課せられていること。

さらに、目的外提供にかかる個人情報、本市課税データとしてしか存在せず、ほかに代替手段が想定し難いものであるため、その個人情報を提供することには必要性があると認められる。

よって今後は包括的な運用としたい。

なお、本人通知を省略することについても同様の扱いとしたい。